

職員みんなで支えあう 出産と育児のための計画

～ 多摩市次世代育成支援特定事業主行動計画 ～



多摩市

平成17年3月

はじめに

現在、我が国の出生率は一貫して低下し続け、他の先進諸国と比べても低い水準にあり、少子化の流れは今後も続くと思われます。更に子どもや家庭を取り巻く環境は、近年、厳しさを増し、核家族化の進行や近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化し、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる者が増加するなど、家庭や地域における子育て力の低下などの問題が生じています。

このような社会状況を踏まえ、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的に「次世代育成支援対策推進法」は制定されました。多摩市では、この法律に基づき地域における次世代育成支援に関する行動計画「多摩市子育て・子育て・こどもプラン」とともに、事業主として多摩市に勤務する職員を対象として本行動計画を策定しました。

この計画を推進することにより職員の家庭生活と職業生活の両立を支援するものです。

平成17年3月

多 摩 市 長

多 摩 市 議 会 議 長

多 摩 市 教 育 委 員 会

多 摩 市 選 挙 管 理 委 員 会

多 摩 市 代 表 監 査 委 員

目 次

| | |
|--|---|
| 1 . 行動計画策定の目的 | 1 |
| 2 . 計画期間 | 1 |
| 3 . 対象職員 | 1 |
| 4 . 行動計画の推進体制 | 1 |
| 5 . 行動計画の内容 | 2 |
| (1) 各種休暇制度の周知 | 2 |
| (2) 妊娠中及び出産後における配慮 | 2 |
| (3) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進 | 3 |
| (4) 育児休業を取得しやすい環境の整備等 | 4 |
| (5) 庁内託児所の設置等 | 5 |
| (6) 超過勤務の縮減 | 5 |
| (7) 休暇の取得促進 | 6 |
| (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する職員に対する計画 | 6 |
| おわりに | 7 |

1．行動計画策定の目的

厳しい行財政状況の中で性別や役職、年齢、子育てをしている職員であるか否かに係わらず全ての職員が共に働く職場の仲間としてお互いに助け合い支えあっていく環境を整備し、職員の家庭生活と職業生活の両立を支援するものです。

2．計画期間

この行動計画の期間は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間とします。

なお、この行動計画に掲げている数値目標は、平成21年度の達成目標であり、平成21年度に行動計画の見直しを行います。また、社会状況の変化等必要がある場合は随時見直します。

3．対象職員

この行動計画の対象となる職員は、常勤職員及び多摩市嘱託職員設置要綱、多摩市再雇用職員設置要綱、多摩市教育委員会嘱託職員設置要綱、多摩市教育委員会再雇用職員設置要綱に規定する職員、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第1に規定する交通安全指導員、障害児通所訓練指導員、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する職員とします。

4．行動計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、「職員みんなで支えあう出産と育児のための計画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置します。

本計画の実施状況については、各年度ごとに推進委員会において推進状況を把握、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

5. 行動計画の内容

行動計画について以下のとおり策定し、推進していきます。

(1) 各種休暇制度の周知

アンケートを実施した結果、7割を超える職員が「全く知らない」との結果となる休暇制度があるなど、職員の制度に対する認知状況は決して十分な状況ではありません。このような状況を踏まえ以下のような取り組みを進めます。

ハンドブック作成

実施者：人事担当課

実施時期：平成17年度中実施

妊娠及び出産から育児を通した休暇、休業、超過勤務及び経済支援措置に関する各種制度内容及び手続き方法等について、全ての職員が理解しやすいようにまとめたハンドブックを作成し、職員全員に配布します。また、職員ポータル等の各種サービスを活用して制度の周知に努めます。

制度に対する理解と行動

実施者：全職員

実施時期：平成17年4月1日より実施

職員が安心して子どもを産み育てる職場環境をつくるためには、全ての職員が制度に対する正しい知識を持つことが重要です。職員はハンドブック等により制度や母性保護等に関する正しい理解と知識を持つことに努め、妊娠中の職員や子育て中の職員が制度を利用しやすい雰囲気づくりに努めましょう。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、以下のような取り組みを進めます。

妊娠・出産及び育児に関する予定表（申出書）の作成

実施者：人事担当課

実施時期：平成17年度中実施

妊娠した職員が妊娠したことを職場で話し易い環境を整え、職場全体で早期にサポート出来る体制づくりを行うことを目的に「妊娠・出産及び育児に関する予定表（申出書）」を作成します。

所属長の役割

実施者：所属長

実施時期：平成17年4月1日より実施

所属長は、職員から「妊娠・出産及び育児に関する予定表（申出書）」の提出を受けた場合など、妊娠中や育児を行っている職員に対して休暇等の各種制度について、適切に利用出来るよう職員をサポートし、状況に応じて業務分担の見直しを行うなど職場全体の環境づくりに努めましょう。

職場の協力

実施者：全職員

実施時期：平成17年4月1日より実施

職場の職員から妊娠の申出があった場合など、妊娠中の職員や子育て中の職員を職場全体でサポートするという意識を持ちましょう。また、職場での応援体制等について話し合いの機会を持つなど、安心して子どもを生み育てることのできる職場環境づくりに努めましょう。

超過勤務命令の禁止

実施者：所属長

実施時期：平成17年4月1日より実施

所属長は、妊娠中の職員及び産後一年を経過しない女性に対して、原則として超過勤務命令をしてはなりません。

母子保健健診休暇取得の促進

実施者：所属長及び妊娠中の職員

実施時期：平成17年度4月1日より実施

所属長は、妊娠中の職員が母子保健健診休暇を取得できる環境整備及び雰囲気づくりに努めるとともに、妊娠中の職員に対し母子保健健診休暇を取得するよう働きかけましょう。

また、妊娠中の職員は仕事をより計画的に進めるなど、母子保健健診休暇を取得出来る体制を整えましょう。

このような取り組みを進め、母子保健健診休暇の取得率を90%以上にしよう努めます。（アンケート結果による平成16年12月現在の取得率73%）

(3) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にするとともに出産後の配偶者を支援するため、以下のような目標を掲げ実現を目指します。

父親の休暇取得の促進

実施者：所属長及び父親となる職員

実施時期：平成17年度4月1日より実施

所属長は、父親となる職員が連続休暇を取得できる環境整備及び雰囲気づくりに努めるとともに、父親となる職員に対し連続休暇を取得するよう働きかけましょう。

また、父親となる職員は出産予定日前後は仕事をより計画的に進めるなど、連続休暇を取得出来る体制を整えましょう。

このような取り組みを進め父親の休暇取得促進について子どもの出生時に出産支援休暇（3日）の取得率100%にするよう努めます。（アンケート結果による平成16年12月現在の取得率45.8%）また、出産支援休暇（3日）と他の休暇をあわせて5日以上の子供取得率を50%以上にするよう努めます。（アンケート結果による平成16年12月現在の取得率3.6%）

（4）育児休業を取得しやすい環境の整備等

育児休業等の取得しやすい職場環境づくりに努め、円滑に育児休業等を取得することが出来るよう、以下のような取り組みを進めます。

対象者への制度説明

実施者：人事担当課

実施時期：平成17年度4月1日より実施

妊娠を申し出た職員に対し妊娠、出産、育児に関する各種制度及び手続きに関するパンフレットの配布及び説明を行います。

また、当該職員の所属長に対し同様の説明等を行います。

育児休業者等への情報提供

実施者：人事担当課及び該当所属

実施時期：平成17年度中実施

妊娠出産休暇や育児休業中の職員に対し、多摩市の業務状況や該当所属の業務状況について、必要に応じてお知らせします。

育児休業取得の促進

実施者：全職員

実施時期：平成17年4月1日より実施

男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得できる環境整備及び雰囲気づくりに

努め、育児休業取得率を男性20%以上、女性95%以上にするよう努めます。(アンケート結果による平成16年12月現在の取得率、男性2.4%・女性91.4%)

代替職員の充実

実施者：人事担当課

実施時期：平成17年度中

育児休業を取得する職員が、安心して育児休業を取得することが出来る環境を整備するため代替職員の充実を図ります。そのため任期付採用制度の制定及び活用を進めます。

復職時の職場研修の実施等

実施者：所属長等

実施時期：平成17年4月1日より実施

育児休業者の職場復帰にあたっては、職場において積極的にOJT研修(職場研修)等を実施し、スムーズに職場復帰できる体制をつくりましょう。また、所属長等は、復帰した職員が率先して各種研修会等に参加できるよう配慮しましょう。

(5) 庁内託児所の設置等

アンケートの結果、庁内託児所の設置について、「必要ではない」が56.1%、「必要である」が43.9%という結果となり職員の庁内託児所に対する意見は大きく分かれている状況でした。また、スペースの問題もあり、即時の実施は困難な状況です。そのため庁内託児所の設置については、他市の動向踏まえつつ引き続き検討を行い、当面以下の取り組みを進めていきます。

保育施設等の情報提供

実施者：人事担当課

実施時期：平成17年度中実施

多摩市内における保育施設等に関する情報を収集し、職員への情報提供を行います。

(6) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、妊娠中の職員や育児を行う職員のみならず、全ての職員が縮減のための意識を持ち、以下のような取り組みを進めましょう。また、これらの取り組みを進めることにより各職員の超過勤務時間数について、月45時間以内・年間360時間以内にするよう努めます。

制度の有効活用

実施者：全職員

実施時期：平成17年度4月1日より実施

「振替」や「勤務時間の弾力運用」等の各種制度の積極的な活用に努め超過勤務の削減に努めましょう。

事務の簡素化・合理化

実施者：全職員

実施時期：平成17年4月1日より実施

事務処理のマニュアル化を図るなど、職員一人一人が業務の効率的な遂行を心掛けましょう。

(7) 休暇の取得促進

休暇の取得を促進し、職員が家族とふれあう機会の充実を図るため、以下のような取り組みを進めます。また、これらの取り組みを進めることにより年次有給休暇の取得率について、対前年度比で3%増加させるよう努めます。(平成16年平均取得日数15.7日)

計画的な休暇取得

実施者：全職員

実施時期：平成17年4月1日より実施

各所属毎に業務及び年次有給休暇取得の予定表を作成、周知するなど、計画的な取得に努めましょう。

家族の記念日等における休暇取得

実施者：全職員

実施時期：平成17年4月1日より実施

家族の誕生日等の記念日や学校行事への参加等のための年次有給休暇の積極的な取得に努めましょう。

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する職員に対する計画

市立小・中学校及び学校給食センターの職員のうち、いわゆる「県費負担教職員」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により、その任命権者は都道府県教育委員会と定められているため、休暇制度等の勤務条件に

については、東京都教育委員会が定めており、市職員とはその一部が異なります。

従いまして、「県費負担教職員」に対しては、「東京都職員次世代育成支援プラン(東京都特定事業主行動計画)」及び東京都が実施する支援策等についても情報を提供します。

おわりに

行動計画の策定にあたり、多摩市特定事業主行動計画策定委員会を設置し、委員会及び作業部会において策定しました。また、平成16年12月に職員の意識及び職場の実態を把握するため全ての常勤職員及び嘱託職員を対象として「多摩市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定アンケート」を実施しました。

【参考資料】

- ・ 多摩市特定事業主行動計画策定委員会委員名簿
- ・ 多摩市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定委員会設置要綱
- ・ 多摩市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定アンケート集計結果
- ・ 多摩市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定アンケート「自由意見編」
- ・ 多摩市次世代育成支援対策特定事業主行動計画策定アンケート「嘱託職員編」